

30年超原発10年ごと認可

60年超運転可能に

規制委見直し案

原子力規制委員会は2日、原発の運転期間を「原則40年、最長60年」とする現行制度を撤廃する政府方針「☆NEWSの言葉」を踏まえ、長期運転の安全を確保する規制見直し案を定例会合で示した。運転開始30年後からは、10年ごとに設備の劣化評価を義務付け、規制委が運転を認可する。60年を超える場合も同様で、安全が確認できれば米国のような80年運転も可能な制度になる。

【4面に表層深層】

今後、具体的な審査内容について議論を続け、電力会社などから意見聴取した上で、年末までに原子炉等規制法の改正に向けた枠組みを固める。

運転期間は、東京電力福島第1原発事故後に同法の

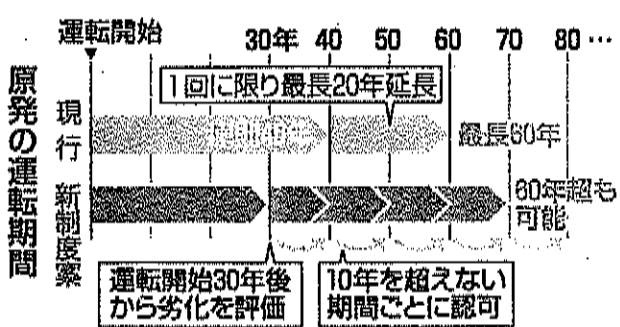
改正で導入された。原則40年と定められ、規制委が認めれば1回に限り最長で20年延長できる。政府は、この規定を削除して60年超の運転も可能にする法改正を目指しており、規制委は原発推進の法整備だけが先行

しないよう、対応を検討していた。

政府は再稼働に向けた審査が長期化しているため、審査中の停止期間は運転年数に算入せず、実質的に延ばすことも視野に入れる。だが規制委は、停止期間中

も設備の劣化は進むため、従来通りの審査方法を維持し、運転年数からは除外しない考えも示した。

規制委の山中伸介委員長は2日の記者会見で「現行制度より、はるかに厳しい規制になる。きちんと規制をかけることが義務だ」と強調。30年以降は「10年を超えない期間ごと」に認可が必要だとし、劣化評価では設備や機器だけでなく、設計自体の古さも考慮するとした。運転30年以降、40年、50年と数を重ねることに評



価項目を増やすことで、古い原発ほど審査合格が難しくなる見通しも示した。

岸田文雄首相は8月、電力の安定供給への対応や脱炭素社会の実現に向けて原発を最大限活用すると表明。原発の運転期間延長も打ち出した。規制委側は運転延長は政策判断で意見する立場になく、厳正な規制に抜けが生じない制度設計を進める」としている。